

## 第2回 第3次豊川市地域福祉計画策定委員会 議事録 要旨

日 時：平成29年6月27日（火）午後1時30分～午後4時

場 所：豊川市役所 本23会議室

出席者：西村 正広（学識経験者（愛知大学地域政策部教授））  
西本 全秀（豊川市民生委員児童委員協議会）  
田中 しづ江（豊川市障害者（児）団体連絡協議会）  
竹下 一正（社会福祉法人豊川市社会福祉協議会）  
野村 公樹（豊川市ボランティア連絡協議会）  
小島 修（豊川市小中学校長会）  
都築 裕之（豊川市社会福祉施設協会）  
平田 節雄（豊川市介護保険関係事業者連絡協議会）  
伊奈 克美（特定非営利活動法人とよかわ子育てネット）  
岡田 文男（地域福祉活動推進委員会（地域福祉活動者））  
松井 秀之（公募した市民）  
伊藤 充宏（豊川市社会福祉事務所）

欠席者：中尾 清吉（豊川市連区長会）  
杉浦 正勝（豊川市老人クラブ連合会）

事務局：原田 潔（豊川市福祉部次長）  
岩村 郁代（豊川市福祉部福祉課長）  
渡辺 貴俊（豊川市福祉部福祉課課長補佐）  
豊田 秀明（豊川市福祉部福祉課福祉総務係）  
小林 孝行（豊川市社会福祉協議会地域福祉課長）  
小林 弘行（豊川市社会福祉協議会地域福祉課長補佐）  
竹尾 祐三子（豊川市社会福祉協議会地域福祉課係長）  
糸魚川 耕二（株式会社名豊）

## 次 第

- 1 委員長あいさつ（地域福祉計画のミニ講話）
- 2 報告事項
  - （1）地域福祉に関する市民アンケート調査結果報告について
  - （2）地域福祉活動に関する活動者アンケート調査結果報告について
- 3 議題
  - （1）計画の策定にあたって
  - （2）第3次豊川市地域福祉計画の体系について
  - （3）その他

事務局：本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただき、ありがとうございます。

本日の会議は昨年度に続き、2回目となります。

福祉部次長、事務局として福祉部福祉課の職員3名と豊川市社会福祉協議会地域福祉課の課長以下職員3名も同席しておりますので、よろしくお願ひします。なお、平成29年度の計画策定業務を委託しております、株式会社 名豊の職員も同席させていただきます。

続きまして、委員の変更について、ご報告させていただきます。お手元にあります委員名簿をご覧ください。

これまで名簿No. 6の老人クラブ連合会会長として委員を務めていただいております川上様が、この4月で会長職をご勇退されましたので、後任の委員として、新たに老人クラブ連合会の会長に就任された杉浦正勝様を、市長より委嘱させていただきました。なお、本日はご都合により欠席されております。また、名簿No. 2の連区長会代表の中尾委員につきましても、欠席されております。

### 1 あいさつ

委員長：本年度第1回目の会議で、計画策定の議論をスタートいたします。本日はあいさつ代わりとして、地域福祉計画の目的について改めてお話をさせていただきます。

「地域福祉計画のねらいと策定の留意点」の資料をご覧ください。

1番目の「市町村福祉計画」の目的ですが、この計画は社会福祉法で、市町村がつくるものと位置付けされています。

目的は「住民同士の支えあいによる支援と公的なサービスの充実を両輪とした地域福祉の推進を目指して、安心して暮せる福祉社会を実現する。」です。福祉にはいろいろな捉え方がありますが、憲法に保障された、国民の健康で文化的な生活を、国や自治体が行う責務を負っています。ただし、それは公的機関だ

けが行うのではなく、住民同士の支え合いも絡めて、福祉サービスの質を高めていくということが、確認されています。

「市民が身近な地域の福祉課題を発見し、必要な社会資源を活かして、自ら課題解決に向けた取り組みを進める。」ここで「市民」が主語になって、市民が自分たちのまちに目を向け、そこに問題があれば市民の力で解決していく。それを各地域で、ある程度の方向性を示すことを、地域福祉計画の中に盛り込んでいこうということです。

例えば、私たちがまちで隣近所の人と「こんにちは」とあいさつをするということは、地域をよくしていくための潤滑油だと思います。地域福祉計画の中では「お互いにあいさつをし合うような環境づくりを進める」というような、当たり前のことを盛り込むわけです。このような市民が身近な地域の住みよい環境をつくっていくというイロハのところから計画に盛り込んでいこうというねらいも含まれています。

地域福祉計画へ具体的にどのような内容を盛り込むかということで、1番目は、「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」です。本日は福祉事業所の運営をされている方々にも出席していただいておりますが、すでにある福祉サービスを事業所だけの、あるいは施設だけの、あるいは行政だけの努力ではなく、市民、社会福祉協議会等の関連団体も力を合わせて、福祉サービスをより利用しやすいものにしていこうということです。

2番目は、「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」です。1番目の利用の推進にとどまらず、そうした事業が健全に発達していくということも、地域福祉計画の中に盛り込んでいこうというものです。

3番目には「地域福祉に関する活動への住民の参加を促進させる」ということを盛り込んでいます。

3「市町村地域福祉計画」とは何かということ整理すると、「住民が、地域の公的福祉サービスを効果的に利用するための計画」であり、「住民自身もお互いに支え合う仕組みをつくり整えるための計画」ということになるかと思います。ゼロから新しくつくるというわけではなく、社会福祉関係の事業所やさまざまなボランティア団体等も含めて、すでに取り組みされている取組みを、それぞれがバラバラに行うのではなく、全体的に1つの大きな計画の流れをつくり、そこで一緒に取り組んでいこうという筋道づくりを地域福祉計画に求めていると考えています。

4 なぜ「地域福祉計画」が必要か。ということですが、「公的サービスの供給に限界や困難が生まれている。」という認識を示した上で、その公的サービスだけではなく、地域住民同士の支え合いを有効に生かす筋道をつくっていこうという問題意識が、基礎構造改革の中で述べられていました。福祉サービスが公

的に供給されるだけでなく、地域住民も自らの努力によって、自らの生活を自らの責任で営むという視点も必要であるということです。決して、福祉サービスだけで私たちの暮らしを整えていくということではありません。しかし、住民がどうしたらよいかということは、明確に示されていませんので、それをきちんと示していこうということも、地域福祉計画のねらい、必要性の中にあると理解しています。

地域福祉計画には、サービスの量や施設をいくつつくるとか、相談員を何か所に設置するといったような、サービスの供給量は含まれません。それらは他の計画ですでに整えられているものです。それを地域福祉計画では、住民も関わりながら、どのようにして有効に活かしていくか、計画の中で具体化するということです。

資料2 ページにある2次計画①「みんなでふれあい、学ぶ絆と交流の場をつくる」では、地域福祉活動等の取り組みにあたっては、地域に対する理解、社会福祉や社会資源に関する知識を広げて、スタートしなければいけません。その「学び」の中で人々の絆づくりをしていけるのではないかとということで、担い手づくりを取り組みの出発点として位置付けています。

②の「みんなで創る 助け合い支えあいのしくみ」では、地域の人たちに向けて、住民が主体となって、既存のサービスとは別に住民同士の助け合いの活動を行っていこう、組織的なボランティア・NPO活動がより発展していくように、それを支援していこうということです。

③は、各種福祉サービスをみんなで支えて、より効果的なものにしていこうというものです。まず、さまざまなサービスと住民をつなげていく相談・情報提供を充実していこうということです。いくら立派なサービスをたくさんつくっても、そこに住民が結びつかなければ意味がありません。また、地域で福祉サービスのプロとして、福祉事業者の方々が活躍されていますが、そのような活動をより積極的に、効果的に推進していくということも、計画の中身として盛り込んでいます。さらに、権利擁護も含めた人権の尊重を地域で培っていこうということです。

④は、人にやさしいまちづくりで、ハードだけではなく、人の心も含めた暮らしやすさを追求していこうというものです。バリアフリー等も含めて、障害の有無に関係なく、人々が暮らしやすいまちづくりをこの計画の中で考えていこうということです。

以上のとおり、地域福祉計画の目的、具体的な行動の柱を計画の中で表現してきました。

しかし、他の市町村を含めて、地域福祉計画を7割近くの市町村がつくるに至っていますが、それが効果をあげてきたかということ、厚生労働省ではかなり厳

しい総括をしています。

6. 「地域福祉計画」の15年「総括」で、問題点が3点指摘されています。「具体的な生活課題の把握・分析が十分でない。」ということで、地域には、生活課題、介護、障害、子どもの問題等、多くの問題がありますが、計画の中に位置づけられていないという指摘です。

さらに、「具体的な解決策が明示されていない。」ということです。雰囲気的に「よくしていこう」「手をつなごう」というところでとどまり、誰が、いつまでに、何を、どこで、どうするのか。といった具体性となると、不十分な点が残っているという指摘があります。

(2)では、計画の推進にあたって、誰が責任を持って5年計画を管理していくかということがあいまいなままで、5年間進捗管理がされてこなかったと指摘されています。

(3)は(1)と重なりますが、少数者の深刻な問題を取り上げている計画が少ないということです。どうしても地域全体を対象にしていくと、個別具体的な生活問題、深刻な事例までは目が届かないということも、指摘を受ける部分だと思います。

こうしたこれまでのねらいと豊川市の実績と、今後の計画策定にあたっての留意点を整理すると、7. 「地域福祉計画づくり」の留意点の5点が指摘されると思います。

1つ目は、「ていねいに地域の実情をとらえる」、大ざっぱに漠然ととらえるのではなく、ここにおられる10名の委員さんが、地域で起こっている問題を具体的に出し合うと、それぞれが関わっている地域、分野等によって、みえている問題が重なる部分もあれば、重ならない部分もあります。こうした情報のすり合わせ、実情の認識のすり合わせも含めて、ていねいに地域をとらえていく必要があります。

また、「住民主体、当事者参加の計画をつくっていく」ということです。この会議にも地域住民を代表される方がおられますが、住民の方々の声を聞く場を設け、福祉事業を行なっている方々や当事者の生の声をお聞きして、計画をつくっていくということが大切です。

「福祉サービスを供給する公的責任の明確化」も大切なことで、「住民でやろう」「みんなでやろう」といっても、本来行うべき行政の責任やサービス事業所の責任などまで、自分たちで請け負ってしまったては本末転倒です。住民の力を行政や事業所の取り組みに上乗せすることは、とても大切ですが、行政や福祉サービスの責任をマイナスして、それを住民の力で埋めあわせるということは本末転倒だと思います。あくまでも、福祉サービスを供給する者は、その責任を果たし、それを地域で支えていくという構造にしていきたいと思います。

(4)は、「誰が何をいつやるのかをあいまいにしない」ということです。できるだけ具体化するということです。

(5)は、「計画の進行チェックや、評価のしくみをつくり、組織的に進行管理を行う」ということを、計画づくりの留意点として位置づける必要があると思います。

以上、地域福祉計画とは何か、どのように注意してつくる必要があるのかということについて、要点をお話しさせていただきました。

## 2 報告事項 (1) 地域福祉に関する市民アンケート調査結果報告について

### (2) 地域福祉活動に関する活動者アンケート調査結果報告について

事務局（渡辺）：報告事項（1）について説明

事務局（小林弘）：報告事項（2）について説明

委員長：ご質問、ご意見等があればお願いします。

委員：活動者アンケート報告書の自由意見の欄 48 ページで、年齢や性別など肩書きが抜けていますが、事務局のミスかと思いますので注意してください。

また、このアンケート結果を皆さんに見てもらいたいので、これはエクセルデータで一般の市民の方が見ることはできますか。

事務局：市のホームページで公表します。また、今後、地域で開催される地区懇談会においても、地域住民の方に公開していきます。

委員：このデータを公開すれば、全世界の研究者がこのデータを解析してくださり、豊川市の分析が正しいかをチェックしてくれますので、是非公開してほしいと思います。

委員：設問の選択肢の順番はどのように決めていますか。どの設問に関しても、多くの人が先にある選択肢を選ぶ傾向にあると思います。最後の選択肢まで興味をもって読んでいただける方は少ないので、選択肢の順番で結果が変わるかと思えます。アンケートのとり方で結果が変わるのであれば、2,000 人に送るとして、500 ずつ質問順の違うものを刷り、配るような工夫をすれば、本来のデータがとれるのではないのでしょうか。

事務局：参考にさせていただきます。ありがとうございました。

委員長：活動者アンケート報告書の 11 ページ、「活動していて困っていること」で、「メンバーが高齢化してきている」という回答が、福祉委員、ボランティア活動者では 5 割以上ですが、民生委員児童委員では 29.4%しか回答された方がいません。他市では民生委員児童委員が高齢化していると聞きますが、豊川市の年齢構成がわかれば教えていただけますか。

委員：民生委員には一応、定年があり、「75歳を超えて次の任期に入らない」となっています。ただ、12月から規則が変わり78歳までとなりました。高齢化はしていますが、民生委員は元気な方しかやりませんので。

副委員長：活動者アンケート報告書の4ページにボランティア活動者の年齢構成があり、70歳代が増え、60歳代、50歳代が減っています。活動者自身の年齢が大きくなり、後継者がいないという状態です。今後はそのようなことも含めて考えていかないと、ボランティアが成立する状況ではないと思います。このグラフの上に80歳代以上という範囲を追加していただくと、よりわかりやすくなると思います。80歳代の方は多くいますので、次回の調査では、80歳代が増えて、70歳代が減っているかもしれません。老々ボランティアという現状を認識していただきたいと思います。

6ページの間5「活動を何年続けていますか」という設問ですが、福祉委員は半分ほどが新しい方です。新しい方は福祉委員としてのスキルがないと思いますので、地域における福祉委員のスキルアップがとても重要になると思います。また、間4「居住年数」で「20年以上」住んでいる人が多く、新しい人がいない。そのようなことにも目を向け、今後の福祉活動を考えていかなければならないと思います。また、福祉的なボランティア団体が減り、趣味的な団体が増えているかと思えます。

委員長：活動者の年齢層については、前は60歳代にピークがあり、70歳代の方は少なかったのですが、今回は60歳代の方がそのまま70歳代に移行して、下の年齢層が補充されていないことが明確です。このような状況の中で、どのように計画をつくっていくか、現実を見なければいけないと思います。

委員：ボランティアは必要だという人は多いけれども、ボランティアに参加している人は少ないと思います。特に、今回の計画ではボランティアへの意欲の要請が図られなければいけないと思っていますが、なかなか難しい問題だと感じました。具体的にどうするかを真剣に考えなければいけないと思います。

市民アンケート報告書38ページの間16の設問に、「ボランティア活動の充足」とありますが、7.6%から5.9%に下がっています。市民全体のボランティア活動に対するイメージが下がっていると思います。

副委員長：ボランティア活動というよりもボランティアという言葉自体に抵抗感があるということで、「働かなければいけないので、ボランティアはやれない」という雰囲気があるように思えます。

委員：60歳定年が、65歳まで定年が延長されたり、延長雇用されたりして、働いている方が増えていますので、60歳代でボランティアをするということも、なかなか難しいと思います。

委員長：そのあたりの感覚は、委員の方は共有できるのではないのでしょうか。国では、

これからは、学生や定年退職者の中からボランティアで活躍する人が見込まれるということで、例えば、介護保険の一部のサービスの新しい総合事業では、ボランティアの方々の参加により事業を行い、それをサービスに位置づけるというようなことをやり出しましたが、実際に国民生活基礎調査の中で、ボランティア活動にどれだけの人が従事したかという生活時間分析をすると、10年間、ほとんど増えていないのが実態です。それでも、雰囲気の人々がボランティア活動に参加し始めたという前提で、サービスの在り方や地域の活動の仕方を組み立てていくと、働く場はできたけれども、働く人がいない。ということになりかねません。それを意識しながら計画づくりをしていかないといけないと思います。

委員：若い世代は子育てをされていて、その中で土日に保護者会として活動していますので、ボランティアはできません。ボランティアとは違う形の活動で、がんばっていますので、難しいと思います。

委員長：47 ページの「これまでに参加したことがあるボランティア・地域活動」での表現だと、保護者会は含まれないということです。含まれるとすれば、「子育てや子どもへの支援」というところでしょうか。自分の子どもが関わっていないところで支援すればボランティアということになります。例えば、野球チーム等の送迎でも、自分の子どもと隣近所の子どもを乗せていけば、ボランティアではないと判断すると思います。これは設問や選択肢のつくり方に関する問題だと思います。

委員：そこでカウントできれば、ボランティアで活動しています。と言える人が30歳代や40歳代で増えると思います。

委員長：PTAの活動をした人が、「子ども・子育ての支援」に参加したと回答してよいのかわかりません。これは終わったアンケートですので、読み取り方で工夫するしかないと思います。

この後、気づいた点がありましたら、事務局までお知らせください。計画策定の中に、このアンケート結果や課題を盛り込んでまいります。

### 3 議題（1）計画の策定にあたって

事務局（岩村課長）：議題（1）資料1について説明

委員：資料1 ページ中段に「高齢者や障害者等の避難行動要支援者」とありますが、要支援者というと、介護保険の要支援者と混同されやすいと思います。正式名称かと思いますが、他に表現方法はありますか。

また、6 ページの計画の期間や対象ですが、同時期に高齢者福祉計画がたてら

れていて、それと地域福祉計画の整合性は、具体的にどのようにとっていきま  
すか。この文章だと少しわかりにくいと感じました。

1 ページに「地域包括ケアシステムを構築する」、「介護保険法等の関係法律に  
ついて所要の整備等が行われています」とありますが、介護保険法の改正によ  
り、今回は「共生型サービス」というものが出てきました。障害者の人も高齢  
者の介護保険事業所を利用できますし、逆に障害者の施設も高齢者が利用でき  
るという改正です。どのサービスがどのように共生型に移るのかというような  
具体的なことは、まだはっきりしていません。その対応について、はっきりし  
ていないのでこのような書き方になっているのでしょうか。30 年に向けてどの  
ような書き方にしていくのか、考えがあれば教えてください。

事務局：まず、1 ページの「高齢者や障害者等の避難行動要支援者」が、混乱しやすい  
というご意見ですが、本市で災害時の要支援者に対して使用している文言が「災  
害時要援護者」ですので、変更させていただきます。

6 ページの個別計画との位置づけですが、地域福祉計画では個別計画の具体的  
な内容・取り組みについてはとりあげませんが、個別計画に掲げられている基  
本的な考え方、理念、方向性は把握し、尊重しながら、住民が地域でどのよう  
な形で福祉サービスや個別計画に掲げられたものを進めていくことができるか  
という視点で、捉えていきたいと思っています。

30 年度に向けた法改正につきましては、今後も注視し、文言で取り入れられる  
ものについては入れていきたいと思えます。

副委員長：1 ページの最後の文言ですが、「動きがみられます」とありますが、動きがみ  
られるのではなく、「やらなければいけない」ものではないですか。「めざす必  
要があります」という文言がふさわしいと思えます。

9 ページに町内会の加入率の状況がありますが、豊川市でも非常に高いところ  
と低いところがあります。加入率が 50% くらいの地域もありますので、その部  
分は分析して対応していただきたいと思えます。市全体として少しずつ下がっ  
ているということではなく、大きく減っている地域があります。郡部は加入率  
が高く、団地のあるところほど低い傾向にあります。分けて考える必要があり  
ます。

6 ページの計画の対象に、「国籍などに関わりなく」とありますが、団地に住む  
外国人は町内会に入っていない方も多く、交流もありません。ここに国籍に関  
する記述を入れるのであれば、対策がないということではいけないと思えます。  
本来、地域で交流ができれば一番いいと思えますが、地域には様々な国の方が  
いて町内会で対応ができていません。市役所等公的機関が、外国籍の方をどの  
ように福祉計画に入れていくのか、具体的に示していかないと何ともならない  
と思えます。

事務局：1 ページの最後の文言については、計画の体系で、国の動きをにらんだものを入れていきますので、このような表現になっています。今後、文言を修正したいと思います。

9 ページの町内会加入率についてですが、町内会単位の数字を出すことは難しいと思いますが、中学校区など大きな単位で出せないか、今後検討していきたいと思います。

6 ページの「国籍などに関わりなく」という表現についてですが、今後は施策の中で人権に関わる施策がでてきます。先ほど説明しましたように、外国人登録の方が全人口の 2.7%を占めるということもあり、「国籍にかかわらず、地域に暮らす、すべての人を対象とします」と表現しています。ただ、計画の下にある「その他関連計画」として、そうした外国籍の方に対して、具体的な計画として多文化共生推進プランを作成していますので、そちらを「その他関連計画」として入れ、今後の施策等で地域福祉計画につなげていきたいと考えています。

委員長：この第1章と第2章をもとに、議題2で説明があります、具体的な施策一覧表、例えば多様な国籍の方をどのように地域で迎えるのかという議論をする流れになりますので、ここでは多様な国籍の方が市内におられるという認識を履歴していると理解しています。

ただ、ご指摘のあった第1章の最初の文章は、なぜこれほど硬いのかと疑問に思いました。計画の背景といっても、国が念頭に置いてつくるようにしてきたものを、機械的に入れているだけです。当初、地域福祉計画はフリーハンドで地域の実情に応じてつくるということでもよかったのですが、その後、国が防災を入れなさい。例えば新潟県中越地震が起きたために、災害時の避難等についての確保をここに入れなさいとか、生活困窮者自立支援法ができれば困窮者の把握の視点を入れなさいとか、あるいは障害者差別解消法ができれば、差別がないように注意するとかいうことになってきました。それをそのまま機械的に並べているので、堅苦しく感じます。避難行動要援護者の制度が使う文言をそのまま入れているということです。「災害時の避難にお困りの方」というように自分たちの言葉に言い替えた方がよいと思います。

また、町内会の加入率については、このデータではあまりにも大まかです。全部の町内会の数値を表にしたら大変ですので、例えば一番多い加入率の町内名、一番低い加入率の町内名を入れてはいかがですか。この統計データはどの地域福祉計画にもおまけのようにしています。計画を理解したり、計画を実行に移したりする際に、そのデータを使ってもらおうという観点から、少なくとも限られたスペースで載せるデータ、載せる必要がないデータを取捨選択する努力が今後されるべきだと思います。そのたたき台だと理解しています。

委員 : 12 ページの子どもの状況で、小学生の児童数と中学生の生徒数があり、その上  
に出生数がありますが、例えば小学校に入るまでの子どもの数で避難困難者の  
数がわかると思いますが、妊婦の数はわかりますか。産前産後の方は災害時に  
避難することが難しいと思います。母子保健手帳を交付した方で、特に後期3  
ヶ月の方は、助けを必要とされている方だと思いますので、その数も入れること  
ができると思います。

15 ページの最後にふれあいサロンの状況で、中学校区別のふれあいサロンの設  
置数とありますが、ふれあいサロンとは何か、注釈が記されていません。ふれ  
あいサロンが誰を対象に、何をしているのか、説明した方がよいと思います。

14 ページからは、地域の援助ができる活動団体が記載されていると思います。  
例えば、災害時にはPTA活動をしている方やスポーツ少年団の子どもたちが  
高齢者の避難を手伝う等、救助者側にまわるということもあると思いますので、  
ここに載せてもよいと思います。

委員長 : ご意見としていただきたいと思います。何のためにこの統計データを載せるの  
か。というところに立ち返り、援助を必要とする方、援助できる方がどれだけ  
いるかという、計画をつくる際の基礎数値を示すものが第2章でありますので、  
改めてデータを整理し、豊川市独自のものをつくっていただきたいと思います。

委員長 : また、6 ページの「計画の対象」で、住民の中で支援を必要としている人たち  
が対象とありますが、この計画の実施主体はどこにあるのでしょうか。対象者  
は示されているのに、実施主体の説明がなく、不十分だと感じました。この計  
画をつくるのは市の役割ですが、この地域福祉計画のおもしろい点は、実施主  
体には計画をつくった市だけではなく、社協や住民、NPO団体、ボランティ  
ア団体も主体になるということです。他の行政計画だと市が主体になりますが、  
この計画は主体が複数になります。それを明確に書いておかないと、第1  
章の3の役割が果たせませんので、今後、検討していただきたいと思います。

副委員長 : 国籍に関する意見を出しましたが、社会福祉協議会が中学校単位で意見交換  
会（地区懇談会）を開催しますので、そこで聞いていただきたいと思います。  
地域の課題としてのニーズをつかむために、テーマとして入れておけば、意見  
が集約できると思います。

委員長 : その他、ご意見等があれば、その都度お寄せいただきたいと思います。素案と  
して、まだ不十分な点があることが確認できましたので、再度手直しして完成  
度の高いものにしていただき、次回の策定委員会で改めてご提案いただきた  
いと思います。よろしいでしょうか。

(一同) : 異議なし

委員長：ありがとうございます。

### 3 議題（２）第３次豊川市地域福祉計画の体系について

事務局（渡辺補佐）：議題（２）資料２について説明

- ・第３次計画の体系は、第２次計画を概ね踏襲します。体系に基づく具体的な事業内容・取り組みについての変更や修正はしますが、体系全般にわたる大きな変更はしない予定です。
- ・体系図左側の文言を「豊川市総合計画」のまちの未来像「光・緑・人 輝くとよかわ」に変更します。
- ・その他の基本理念、基本目標、基本方針、施策は資料２のとおり

事務局（小林補佐）：資料２の地域住民の取り組みについて補足説明

- ・地域住民の取り組みは、昨年度の地区懇談会で出された住民の方の意見を表記したものです。

委員長：ただいま、資料２に基づき、「第３次豊川市地域福祉計画の体系について」、事務局より説明がありました。これに関して、ご意見やご質問をいただきたいと思えます。特に、この体系、基本目標、基本方針については第２次計画を踏襲するという基本的な考えが出されましたので、そのあたりに関する根本的なご意見も承ります。また、各目標方針のところでの具体的なビジョンについても、若干説明がありましたので、それに関するご意見でも結構です。

委員：以前、豊川市のボランティアの方々から、場所の提供をしてほしいという話があり、そこに洋服を置いておき、好きなときに来ていただいて無料で提供するという活動でした。子どもの貧困という問題が最近、注目されていますが、これは権利擁護のところに該当する施策でしょうか。生活困窮家庭の見守りというところでしょうか。

社会福祉協議会の活動は高齢者を中心に行っている。今後は、母親が働いていて、夕食が食べられないというような場合など、子どもの貧困についても取り上げていただいた方がよいと思えます。

事務局：子どもの貧困については、基本目標１の３「地域の身近な交流・ふれあいの推進」で、「居場所づくり」の推進として、地区の集会場または市民館を開放するなどして、そのような子どもたちが集まれる、食事ができるサロンのような場を考えるということで検討しています。

委員：そのような事例ははっきりと出していただいた方がわかりやすいと思えます。

委員長：実際に2次計画の策定時にも、どこかのグループはこのような活動をしていて、それはどの目標のどの方針に入るのか。というような話が出ていました。そのような捉え方をすれば、その事業はそこに位置づけられますが、そうではなくて、その事業が持っている多様な機能のうちの何かをここに位置づけて、別の機能がこちらに位置づけられるということであったかと思います。子ども食堂も居場所づくりという機能もあれば、権利擁護の側面からみれば、権利擁護です。そのような場を通して、ボランティアの給料を上げるとしたら、人づくりにもなります。今のご意見の、この事業はこの施策ですよ。という説明の仕方だと、この柱立てが行き詰まるのではないかと思います。要素還元型という捉えの方が、いろいろな事業を当てはめやすいと思います。

副委員長：いろいろなところでリーダー養成という言葉がでてきます。以前はリーダー養成という言い方をしましたが、今は意識変革の問題ではないかと思います。要するに、「今まで国がやってきたことを地域に返すので、改めて地域でやってほしい」ということです。地域でやっていたことが介護保険で国に行き、また地域に戻ってくるということです。地域のみなさんの意識を変えないと何ともならないのです。リーダー養成という言葉を使うことは簡単ですが、地域の意識を変えるような政策、考え方の学習を意識的に入れていかないと難しいと思います。リーダー養成についても、中身は十分に検討していただきたいと思います。今、ボランティアは崖っぷちにありますので、その中でリーダー養成をしようとしても、高齢だからと言ってやらないかもしれません。若い人をどうするか、考えていかないと、地域づくりにはならないと思います。いろいろなボランティア講座が開かれています、人が集まらなくなってきました。待っているだけではどうにもなりません。改めて、集めたい人を集められるような考えがある方策、施策をつくっていただきたいと思います。

委員：認知症サポーター養成講座のようなものが開かれています、その組織化ということは全くなされません。受講して地域に戻るだけでは、リーダーは生まれません。その地域で、認知症サポーター養成講座を受けた方が何人いて、その人たちの承諾を得て、グループをつくらないと、勉強したということだけで終わってしまいます。グループ化されれば、現実的なサポーター、ボランティアが増えてくるのではないのでしょうか。

豊川市では認知症カフェを許可しています。その項目の中に、認知症サポーター養成講座を受講した人という項目があります。すでに受講済の方もおられますので、そのような人にも参加していただく形が望ましいと思います。認知症サポーター養成講座受講者として氏名を公表してもよいという方の名簿をつくって、組織していくということです。

事務局：見守り体制の部分で、そのような体制づくりを推進することは出していけると

と思いますが、認知症については介護高齢課の第7次高齢者福祉計画と同時進行しているかと思います。

委員：認知症だけでなく、それ以外のところでもサポーター養成やボランティア育成はいろいろなところでされていると思います。それを組織していくこと、名簿管理していくことが大事ではないかと思います。

委員長：この議論は柱立てのところ、柱に沿って、これらの事業が当てはまってくるのです。では、それをだれが担うのかと考えると、全部が市というわけではないということが、この計画の特徴です。サポーター養成講座を受けた方が実際に活躍してもらい、どこかのグループの活動としてやってもらうということであれば、名簿管理等は、実施する主体が今後検討していくということです。それを市が把握するという形になるかと思いますが、その実施主体も決まらないまま、活動の中身についての議論までこの場で行うことはできません。位置づけとしては、そこでとどめておいていただきたいと思います。

ただ、計画をつくる際には、この柱にはこのような活動を組み入れようとイメージをしながら、柱立てをして、具体的な目標方針を書いていくことが大事だと思います。

2次計画の骨子を踏襲するといっても、そこでどのような事業を柱に組み入れるか、そこでどのような取り組みをするかは、この先、委員のみなさんからご意見をいただく機会をつくり、中身を豊かにしてほしいと思います。

2次計画の策定時には、4つの基本目標を色分けし、市内の地図に今の取り組みを色でプロットしていきました。すると、地域福祉計画とは意識しないまま、この体系図に沿って、市内では活動がされている。その大元には、実は地域福祉計画というものがあり、その活動はそこに位置付いているとつながりを与えることで、横の連携ができてきたり、活動の位置付けができてきたりしてくるという話を、社会福祉協議会の方からうかがった記憶があります。

そのような取り組みを行ったり来たりさせながら、計画の中身づくり、具体化の作業をしていくということです。

委員のみなさんは、各種団体、機関等から代表として来られていますので、一言いただければと思います。

委員：両方のアンケート報告書の最後に自由記述欄があり、一通り見せていただきましたが、福祉に対するイメージ、意識があまりないということ、大変感じました。社会福祉協議会がもう少しPRをした方がよいと思います。

委員：福祉委員は社会福祉協議会がお願いしてやっていたということ、地域福祉推進委員会は14年度から始めていますが、その福祉委員も、社会福祉協議会を頼る度合いが非常に低いようです。当然、社会福祉協議会の役割というのが地域福祉の推進で、そこでは住民の自由参加ということが大きなポイント

トになります。この地域福祉計画も自由参加です。その中で具体的にどのような行っていくかという話も、先ほど委員さんからありましたが、地域福祉計画と地域福祉活動計画の違い、それらは具体的な計画をと言っていますので、社会福祉協議会で具体性を持ってしっかりとつくっていかないといけないと思っています。

委員長：体系については、まだまだ検討して、3次計画の具体的な右側部分については構成を入れ替えたり、活動の具体的なものを書き込んだりしますが、大元は4つの柱と基本方針だということで、この柱の分け方については、この体系図を崩さずに2次計画を引き継いでいくということで、ご了解をいただきたいと思っています。この先、ご意見をいただきながら、重ねていくということを組み込み、ご承諾いただきたいと思っています。

### 3 議題（3）その他

委員長：「（3）その他」について、事務局から説明をお願いします。

事務局（渡辺）：議題（3）別紙の策定スケジュール（案）について説明

・第3回策定委員会は、当初10月の開催予定でしたが、9月下旬に変更させていただきたい。第4回は11月下旬を予定しています。

委員長：年内あと2回、柱に沿って計画の中身を煮詰めていく作業になります。スケジュールに関して、ご質問等はございませんか。

委員：7月から社会福祉協議会で地域福祉懇談会を計画されていますが、どのように進めていくのでしょうか。「それぞれの具体例な取り組みの検討」とありますが、どのようなまとめ方をされるのか。最終的には、2次計画の第5章のような文言のまとめ方を想定されているのか。地域福祉活動計画の部分をお聞きします。

社協（小林課長）：地区懇談会は、形態としては昨年同様、連区長はじめ町内会長さん、地区の民生委員・児童委員さん、老人クラブの方、福祉委員さんに、中学校区単位で参集していただき、昨年行われました懇談会における地域の課題を協議したいと考えています。内容等については、地域包括ケアシステムが大きなキーワードになってきますので、昨年に引き続き、介護高齢課に説明をしていただきながら地域での課題を考えていきたいと考えています。

委員：2回ぐらいの開催ですか。

事務局：回数としては1回です。

委員 : 1回で、第5章にある地域の課題や今後の事業についてまとめるという想定をしているのですか。

事務局 : 第5章の「地域のよいところ、地域の課題」は、昨年の地域懇談会で提示をさせていただきましたので、それを受けて、今後の地域の課題を考えていくということになります。表示の仕方については、今後検討いたします。

委員 : 地域でどのようなことをやるのか、具体的なことを検討するということですか。

事務局 : はい。この地域福祉計画を地域に落とししていくということを考えるということです。

委員長 : かなり大変な作業が必要になってくると思います。前回の2次計画では、地区ごとの懇談会を1つの章にして載せました。私は、この豊川の事例を1つの事例として、他のまちの地域福祉計画づくりのよいモデルとして、いつも紹介させていただいています。大変な作業量だと思いますが、よろしくお願いします。できれば、各地域での懇談会の日程と場所を、策定委員の方々にもお知らせして、参加可能な方はご自分の地域の懇談会に顔を出していただけるとよいかと思えます。

事務局 : 日程等の予定は決まっていますので、後ほどお伝えすることは可能です。豊川市内在住の方であれば、お住まいの地域の会議に参加することは可能だと思います。また、お伝えいたします。

委員長 : 長時間のご審議、ありがとうございました。いろいろなご意見、ご質問をいただきましたが、それらを取りまとめ、次回、各章の提案をさせていただきたいと思えます。